

使用料の減免に関する取扱基準（府営公園）の改正概要

【趣旨】

- 都市公園法第5条第1項の規定により府以外の者が公園施設を設置するときの許可に係る使用料について、既存の「使用料の減免に関する取扱基準（府営公園）」に以下のとおり定めることを検討しています。

【改正の内容】

- これまで、府以外の者が公園施設を設置するときの許可に際して、公共性や都市公園の機能が著しく増進するとの観点から、大阪府都市公園条例第13条の規定により個別に使用料を免除することとしてきましたが、その免除の事由を、次の3つの類型に整理して、規定します。
 - 国又は地方公共団体が設置し、及び運営する公園施設を設けるとき。
 - 利用が無料となる公園施設（利用が有料となる施設の附帯施設を除く。）を設けるとき。
 - 府の行政運営と関連すると認められた者が行政目的達成のために必要な公園施設を設けるとき。
- 併せて、文言整理等の規定整備を行います。

※具体的な改正内容は、別紙「使用料の減免に関する取扱基準（府営公園）新旧対照表」をご覧ください。

【施行予定】

- これらについて、令和8年4月1日から施行する予定です。